

前回は障害者自立支援法による福祉サービスの具体的な内容についてお伝えしましたが、今回はその中の「居宅介護、重度訪問介護、行動援護」についてお伝えしたいと思います。

1. サービスの概要

- **居宅介護**： 障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
対象 ⇒ 障害程度区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
- **重度訪問介護**： 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
対象 ⇒ 障害程度区分4以上であって、次のいずれにも該当するもの
 - ①2肢以上に麻痺等があること
 - ②障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
- **行動援護**： 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助
対象 ⇒ 障害程度区分が区分3以上であって障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等合計点数が8点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

2. 人員・設備基準の概要

人員基準	従業者	常勤換算で2.5以上（介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者等）
	サービス提供責任者	事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
	設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。

※人員基準に関する介護保険との関係【特例要件】

介護保険法による指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者が、これらの事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けることをもって、基準を満たしているものと判断され、指定を受けることが可能となります。

以上